重要事項説明書

ー指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業ー

令和　　年　　月　　日

様

社会福祉法人 京都社会事業財団

京都市西京・北部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所

＜令和 8 年 6 月 1 日現在＞

重要事項説明書（指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業）

１　当法人の概要

名称・法人種別	社会福祉法人　京都社会事業財団
代表者名	理事長　　野　口　雅　滋
主たる事務所 所在地・連絡先	（所在地）　京都市西京区山田平尾町１７番地 （電　話）　（０７５）３９１－５８１１ （ＦＡＸ）　（０７５）３９３－０１４０

２　事業所の概要

事業所名	京都市西京・北部地域包括支援センター指定介護予防支援事業所
所在地・連絡先	（所在地）　京都市西京区松尾井戸町３６番地 （電　話）　（０７５）３９２－７８１７ （ＦＡＸ）　（０７５）３９２－１３８２
事業所番号	２６０４０００００１４
管理者の氏名	渡　邊　栄　美
サービス提供地域	京都市西京区松陽学区、松尾学区、嵐山東学区

３　当センターの方針等

⑴　指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下「指定介護予防支援等」という。）は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。

⑵　指定介護予防支援等は、利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して行います。

⑶　指定介護予防支援等は、利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービス、障害者支援サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。

⑷　指定介護予防支援等の提供に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。

⑸　事業の実施に当たっては、京都市、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。

⑹　指定介護予防支援等において虐待の発生や再発を防止するため、対策を検討し、職員に対する研修を定期的に実施します。

⑺　指定介護予防支援等において身体的拘束その他の利用者の行動を制限する行為を原則禁止し、緊急やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録します。

⑻　指定介護予防支援等の提供に当たっては、介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

⑼　指定介護予防支援等において、感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行います。

⑽　指定介護予防支援等において感染症の発生及びまん延しないよう、対策を検討すると共に指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的に実施します。（感染防止対策のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討します。）

⑾　上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 37 号）

及び国が定める介護予防支援に係るマニュアル並びに京都市が定める指針等（以下「基準等」という。）を遵守します。

４ 事業所の職員体制等

職種	員数等
管理者	常勤１名
保健師等	１名以上（地域包括支援センター兼務職員）
主任介護支援専門員	１名以上（地域包括支援センター兼務職員）
社会福祉士	１名以上（地域包括支援センター兼務職員）
介護支援専門員等	１名以上（専従職員）

５ 営業日・営業時間

営業日	営業時間
月曜日～土曜日	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分

※ 日曜日、12 月 29 日から 1 月 3 日は休業します。

６ 利用料金

⑴ 指定介護予防支援

ア 指定介護予防支援の利用料金は、下表のとおりです。（１単位単価＝10.7 円）
ただし、法定代理受領のため、利用者負担は発生しません。

	単位（1 月につき）	備考
介護予防支援費	４４２単位	
初回加算	３００単位	新規に利用を開始する月に加算されます。
委託連携加算	３００単位	居宅介護支援事業所に委託を開始する際、加算される場合があります。
介護職員等処遇改善加算	月の総利用単位数に２．１％を乗じて得た単位	介護従事者の処遇を改善するために賃金改善や資質の向上等の取り組みを行う事業所に認められる加算です。

イ 介護保険料を滞納されると、法定代理受領できなくなる場合があります。この場合は、一旦⑴の額の料金をお支払いいただき、サービス提供証明書を発行します。この証明書を区役所・支所の健康長寿推進課又は京北出張所保健福祉第一担当の窓口に提出されますと、全額払い戻しを受けることができます。（利用者の介護保険料の滞納の額等によっては、全額が払い戻されない場合があります。）

⑵ 第一号介護予防支援事業
利用料金は発生しません。

７ 介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等

介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等について、利用者は、当センターに対して、複数の介護予防サービス事業者等を紹介することを求めることができます。
また、介護予防サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができます。

８ 医療機関との連携

⑴ 病院又は診療所への入院時のお願い
利用者が病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、利用者は、当該病院又は診療所に対して、当センターの担当職員の氏名及び連絡先をお伝えください。

⑵ 主治の医師、歯科医師又は薬剤師との連携

利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身又は生活の状況に係る情報のうち当センターが必要と認めるものを、当センターから、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対して情報提供します。

利用者が、主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に対する情報提供を希望されない場合は、当センターにお申し出ください。

９　指定介護予防支援等の委託

⑴　当センターは、必要に応じ、指定介護予防支援等のうち次の業務について、指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。

①　アセスメントの実施
②　介護予防ケアプランの原案の作成
③　サービス担当者会議の開催
④　利用者に対する介護予防ケアプラン原案の説明
⑤　利用者及びサービス担当者に対する介護予防ケアプランの交付
⑥　モニタリングの実施
⑦　介護予防に係る効果の評価
⑧　保険給付等に係る給付管理業務
⑨　利用者及びサービス担当者等との連絡調整
⑩　その他

⑵　当センターは、指定介護予防支援等の一部を委託する場合、委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに、利用者又はその家族に対して、委託契約を締結している指定居宅介護支援事業者の一覧を提示し、その意向を聴取します。

10　緊急時及び事故発生時の対応

サービス提供中に病状の急変などがあった場合は、速やかに利用者の主治医、救急隊、緊急時連絡先等へ連絡をするとともに必要な措置を講じます。

また、サービス提供中に事故が発生した場合には、必要な措置を講じるとともに上記に加え、京都市、市町村及び当該利用者の家族等に連絡を行います。

11　虐待の防止について

当センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

⑴　虐待防止に関する運営責任者を選定しています。

虐待防止に関する運営責任者	管理者　渡邊　栄美

⑵　虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について職員に周知徹底を図っています。

⑶　虐待防止のための指針の整備をしています。

⑷　職員に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。

サービス提供中に、当該センター職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

12　ハラスメント防止対策について

当センターは職場や訪問先でのハラスメントの発生または再発を防止するため、指針整備、相談・対応体制の整備（当事者の保護含む。）、マニュアル整備及び研修の実施等必要な措置を講じます。

13　秘密の保持と個人情報の保護取扱い

⑴　利用者、その家族に関する秘密の保持について、当センターはサービスを提供するうえで知

り得た、利用者及びその家族に関する秘密を、書面だけでなく電磁的記録も含めて、正当な理由なく第三者に漏らしません。

この秘密保持義務は、契約終了後も継続します。

⑵ 個人情報の保護について当センターは、以下のア～エにおいて、利用者から予め文書で同意を得ない限り、利用者の個人情報を用いません。また利用者の家族の個人情報についても、以下のア～エにおいて、予め文書で同意を得ない限り用いません。

ア　サービス担当者会議

イ　介護予防サービス事業者等との連絡調整

ウ　指定居宅介護支援事業者への指定介護予防支援等の一部の委託

エ　利用者が要介護と認定された場合の指定居宅介護支援事業者との連絡調整

⑶ 当センターは、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物（電磁的記録含む。）については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。

14　衛生管理等

当センターにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

⑴ 当センターにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね６月に１回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底しています。

⑵ 当センターにおける感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。

⑶ 職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

15　業務継続計画の策定等について

⑴ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。

⑵ 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。

⑶ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

16　相談窓口、苦情対応

⑴ サービスに関する相談や苦情については、次の窓口にお申し出ください。

当センター苦情相談窓口	担 当 者	渡邊　栄美
	対応時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 30 分
	電話番号	（０７５）３９２－７８１７
	ＦＡＸ番号	（０７５）３９２－１３８２

⑵ 公的機関においても、次の機関において苦情申出等ができます。

京都市西京区役所 保健福祉センター健康福祉部 健康長寿推進課 （高齢介護保険担当）	所 在 地	京都市西京区上桂森下町２５－１
	電話番号	（０７５）３８１－７６３８
	ＦＡＸ番号	（０７５）３９３－０８６７
京都府国民健康保険団体連合会 （国保連）	所 在 地	京都市下京区烏丸通四条下る水銀屋町６２０ ＣＯＣＯＮ烏丸内
	電話番号	（０７５）３５４－９０９０
	ＦＡＸ番号	（０７５）３５４－９０５５

17　その他

職員の名刺等にメールアドレスを記載しておりますが、緊急の連絡の場合は、必ずお電話にてご連絡いただきますようお願いします。

【説明確認欄】

指定介護予防支援等の開始に当たり、本書面に基づき、利用者に対して重要事項及び個人情報の取扱いについて説明し、交付を行いました。

事　業　者

（ 住　　所 ）　京都市西京区山田平尾町１７番地

（ 事 業 者 名 ）　社会福祉法人　京都社会事業財団

（ 代　表　者 ）　理事長　　野　口　雅　滋　　印

事　業　所

（ 住　　所 ）　京都市西京区松尾井戸町３６番地

（ 事 業 所 名 ）　京都市西京・北部地域包括支援センター
指定介護予防支援事業所

（ 管　理　者 ）　渡　邊　栄　美

（ 介護予防指定番号 ）　２６０４０００００１４

説　明　者

（ 職　　名 ）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 氏　　名 ）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

私は指定介護予防支援、第一号介護予防支援事業のサービス内容及び重要事項並びに個人情報の取扱いについて説明を受け、その内容に同意のうえ、本書面を受領しました。

令和　　年　　月　　日

利用申込者

（ 住　　所 ）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（ 氏　　名 ）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（ 代筆者氏名 ）　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿　印

（ 利用者との続柄　　）